

議会運営委員会

令和4年3月18日午後1時30分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○溝部真紀子	齋藤 文夫
嶋田 善行	横田 敏文	坂口 徹
奥村 容子		
伴 議 長		

2. 理事者出席者

総 務 部 長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 嶋田委員、横田委員

委員長

こんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、横田委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取り扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧くださいと思います。

各常任委員会等に付託されました町長提案の21議案のうち、議案第12号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）については、賛否の討論があり、賛成多数で可決すべきものと決しております。他の18議案は、いずれも満場一致で可決、認定すべきものとされております。

いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきます。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました、議案第12号、議案第19号、議案第20号については、最終日の本会議で討論になると思いますが、この他の議案で、討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

それでは、現在のところ、議案第12号、議案第19号、議案第20号以外の討論の予定はないということで確認しておきます。

なお、議案第19号、議案第20号については、のちほど説明いたしますが、それ以外の議案の本会議における討論については、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議案第19号、議案第20号以外の議案の賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

では、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第18号)について、修正動議の提出、また原案に反対する討論の申し出がありますので、この取り扱いについて確認しておきたいと思います。

では、事務局のほうで説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

お手元の、議案第19号および議案第20号について、をご覧ください。フローチャートになっている資料でございます。この資料は表面が議案第19号でございまして、裏面が議案第20号です。

まず、表面の①議案第19号から説明させていただきます。委員長報告のあと、議長から各議案について順に諮っていただきますが、議案第19号では、まず、議案第19号とこれに対する修正動議を一括議題とします。次に、修正動議について提出者の説明を受け、その後、これに対する質疑をお受けいたします。次に、討論を行います。一括議題ですので、修正案と原案について一括して討論を行うこととしております。討論の順序は、資料のとおりでございますが、この根拠となりますのが、本日お持ちいただいております議員必携の第11版でしたら、144ページでございます。ほかの版を持っている委員さんにおかれましては、討論の順序というところ、大きな見出しは三. 討論、小さな見出しは3. 討論の順序というところでございます。

この討論の順序というところの中でも（１）から（２）がございまして、具体的に書かれておりますが、この討論の順序の中でも、今回の議案につきましては、（２）委員会に付託した場合のうち、①から⑥までございますが、今回の議案は④に当てはまります。この順でさせていただきますと、まず委員長報告後、修正案のある場合、④の欄でございまして、討論の順序は①が原案に賛成の方、②は原案および修正案どちらにも反対の方、③は原案賛成者、④は修正案賛成者の順になります。なお討論③の２回目の原案賛成については、同じに内容となることもありますので、ない場合もございまして。

それでは次に、表決についてでございます。表決は黒いルーズリーフの、議会会議規則の第 88 条の規定により行います。黒いルーズリーフの 26 ページでございます。第 88 条、こちら表決の順序について定められておりますので、朗読いたします。第 88 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。２については省略します。３、修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。と定められております。このため、採決①では、まず修正案について採決を行います。次に、資料左下の修正案が可決された場合には、修正議決した部分を除く原案について採決②を行います。一方、右下の修正案が否決された場合には、原案について採決③を行います。

また、この結果、採決①で修正案が可決され、採決②で修正部分を除く原案が可決された場合のみ、いったん本会議を休憩し、議案第 20 号の修正動議を提出していただくこととします。これは、議案第 20 号が議案第 19 号の賃借料免除のみに関係する補正予算であるためです。

では、裏面に移ってください。議案第 20 号 一般会計補正予算第 18 号でございます。修正動議が出されるか、出されないかによりまして、左右で A、B とパターンを分けております。まず、A、修正動議が出された場合については網掛けしております。この流れは、さきほどの議案第 19 号と同じですので、説明は省略させていただきます。一方資料右の B、修正動議が提出されない場合です。この場合は、通常賛否の討論がある場合と同じです。

まず、討論①で原案に反対の意見、討論②で原案に賛成の意見、その後、原案の賛成議員の起立を求めて採決①をとる形でございます。

以上、議案第 19 号および議案第 20 号についての討論および表決について

での説明とさせていただきます。

委員長 ただいま、議案第19号および議案第20号についての討論と表決について資料1にもとづき、事務局から説明がありましたが、これに対して質疑、意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長 それでは、資料1に記載の手順で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議案第19号および議案第20号についての討論と表決については、資料1のとおり進めていただくこととします。
①付議議案の取り扱いについては、以上で終わります。
伴議長。

議 長 今回の件ですが、付随して私の思案ですが、19号、および20号について、同じ立場で賛成であったり、修正案についても賛成、反対あると思うんですが、できるだけ同じ方に、同じ立場の場面で賛成、反対をしていただきたいなど、非常にややこしい採決になると思います。ちょっとそれをお願いしたい。私が呼び掛けたときに、本当に自分がそこで討論するか、どうかというのがわかりにくいと、される方もわかりにくいような形になろうかと思えますので、ちょっとそれをお願いしたいんですけど。

委員長 ただいま、議長のほうから、本会議、最終日当日、議案第19号と議案第20号について、賛成反対の方あると思いますが、第19号と第20号、どちらも同じ方でできるだけ討論をしていただきたい、という申し出なんです。今ここで決めてしまうことはできないと思いますので、議長からそうい

うお願いがあったということで、それぞれ討論される方の中で、ご配慮いただければなということを確認しておきたいと思いますが、議長それではよろしいですか。 伴議長。

議長 できるだけお願いしたいと、出席されていない方にもまたお願いしようと思
います。わかりました。

委員長 そうしましたら進めさせていただきます。

次に、②要望書等の取り扱いについてを議題とします。

これまでに1件の文書をお受けしております。この取り扱いについてご協
議いただきたいと思います。初めに、この文書を受けた経緯などについて、
簡単に事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 それでは、これまでに提出を受けました要望書につきまして、提出を受け
局長 た経緯などをご報告いたします。

国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきたい
件は、3月7日に、海事振興連盟 会長 衛藤征士郎氏ほか17名から郵
送されてきたものです。内容は、平成7年に制定された海の日は当初7月2
0日でしたが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、海
の日が7月の第3月曜日に変更された。しかし、我が国と海とのさまざまな
関わりや海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、海の日を7月20日に固定化
するよう、国に対して求める意見書の提出を要請されているものです。

以上、簡単ではございますが報告させていただきます。

委員長 それでは取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います
が、目を通していただく時間を確保するため13時55分まで休憩します。

(午後1時43分 休憩)

(午後1時55分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、この要望書の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。今回届いたのが、3月議会の開会中でしたので、タイミング的には今回この議運でこのようにさせていただきましたけども、どう取り扱いさせていただきますでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 配布にとどめておくべきだと思います。というのは、いろんな考え方の方いらっしやいますんでね、休憩中も意見出ましたけども、いろんな考え方の人いらっしやいますんでね、配布にとどめておいたらと思います。

委員長 横田委員。

横田委員 私も嶋田委員と同じく配布にとどめておいたほうが良いと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 同じです。

委員長 奥村委員。

奥村委員 同じです。

委員長 皆さん、そしたら配布にとどめるということで確認させてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております文書については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

②要望書等の取り扱いについては、以上で終わります。

次に、③追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。

はじめに、追加日程 1. 発議第 1 号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱については、のちほど（3）において、ご協議いただく予定としておりますが、2月21日の議会運営委員会において、押印見直しの方向で改正することを確認しておりますので、追加日程としてあげております。

なお、発議第 1 号は、委員会の発議による議案であり、本会議での質疑を省略することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

次に、追加日程 2. 発議第 2 号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書については議員発議で意見書を提出されるものです。

次に、追加日程 3. 同意第 1 号 副町長の選任について同意を求めることについて、追加日程 4. 同意第 2 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについては、最終日に提出をされるということでございますので、総務部長から説明をお受けしたいと思います。 西巻総務部長。

総務部長

本日は、貴重なお時間をちょうだいしまして、追加上程をお願いしております、追加日程 3 同意第 1 号 副町長の選任について同意を求めることについて、追加日程 4 同意第 2 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについての 2 議案、そして、令和 3 年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受けての給与改定につきまして、その概要をご説明申しあげます。

はじめに、同意第 1 号 副町長の選任について同意を求めることについてです。本同意は、乾善亮副町長が、令和 4 年 3 月 31 日をもって辞職いたしますことから、その後任として、加藤恵三住民生活部長を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。次に、同意第 2 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてでございます。本同

意も、同様に、その後任として、加藤恵三住民生活部長を斑鳩町固定資産評価員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、ご同意いただけましたならば、いずれも令和4年4月1付けで選任してまいりたいと考えております。

これら議案の追加上程につきまして、お取り計らいのほど、よろしく願い申しあげます。また、乾副町長が辞職するにあたり、全員協議会の開会前に、お時間をちょうだいし、ご挨拶させていただきたく存じますので、重ねてお願い申しあげます。

次に、人事院勧告の内容を受けての給与改正でございます。国家公務員の給与改定法案は、衆議院で可決され、現在、参議院において審議が行われている状況でございます。こうした状況から、本町の給与条例の改正につきましては、令和4年5月に開催をお願いしています臨時議会で上程をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願い申しあげます。

以上、追加議案等の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりました。これらの件について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

それでは、追加日程2. 発議第2号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書について、追加日程3. 同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについて、追加日程4. 同意第2号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについての議案の取り扱いは、最終日に上程し、委員会付託を省略し、最終日に即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

また、本日、理事者に議会運営委員会で説明はしていただきましたが、改めて3月24日の全員協議会に理事者に出席していただき、説明を受けるといことで確認しておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように確認をさせていただきます。

現在までに追加提案を予定されているものはこの4件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長

議員提案の予定は、現時点ではこの他にないものと確認しておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしくお願いいたします。

(1) 令和4年第1回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題とします。

5月臨時会および6月定例会等の日程についてご協議いただきたいと思います。まず、お手元にお配りしております日程案について、議会事務局から説明をお願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局
局長

それでは、次期定例会の日程案につきましてご説明をさせていただきます。お手元の日程表(案)をご覧ください。

6月1日(水)を初日とし、6月17日(金)を最終日とする、会期17日間の案をお示ししております。まず、6月1日(水)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、6月2日(木)から5日(日)は休会、6日(月)は一般質問1日目、7日(火)を一般質問2日目、8日(水)は建設水道常任委員会、9日(木)は厚生常任委員会、10日(金)は総務

常任委員会、11日（土）から13日（月）は休会、14日（火）は議会運営委員会、そして15日（水）と16日（木）は休会とし、17日（金）を最終日とする、会期17日間の案でございます。

次に、5月の臨時会などの日程です。裏面をご覧ください。令和4年4・5月委員会等日程（案）でございます。臨時会については、5月10日を予定しております。臨時会の議事運営を協議いただく議会運営委員会については、4月27日（水）に開催をお願いいたします。

また、5月の委員会は、臨時会での役職改選後、新しい正副委員長に相談させていただくべきところですが、5月1日発行の議会だよりに日程を掲載するなど、事前周知の関係上、あらかじめご提案させていただきます。

まず、5月16日（月）に議員懇談会、その後、委員会の打ち合わせ。18日（水）に建設水道常任委員会、19日（木）に厚生常任委員会、20日（金）に総務常任委員会、24日（火）に議会運営委員会を予定しております。以上、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 　　ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 　　それでは、5月臨時会は5月10日（火）を予定、また、6月定例会の日程および4月・5月の各委員会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定しておくということで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 　　異議なしと認めます。次期定例会等の日程については、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認しておきます。

総務部長から、何か報告等はございますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もございますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午後 2時07分 休憩)

(午後 2時07分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①押印を必要とする書式の見直しについて、2月21日の委員会で、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱について、押印欄を廃止する方向で確認しておりました。このことについて、事務局より説明をお願いします。

佐谷議会事務局長。

議会事務 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱案
局長 について、ご説明させていただきます。

この案につきましては、最終日に上程する改正案でございます。最後のページの要旨をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた人と人との接触機会の低減、行政手続きのデジタル化の推進のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの脱却が喫緊の課題となっていることを鑑み、町議会の行政手続きにおいて求めている押印等の義務付けについて見直しを行うこととし、当要綱について所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容は、(1)様式第1号から様式第8号について、押印の義務付けを廃止する。(2)その他条文整理等所要の改正を行います。こちらは前回説明させていただきましたが、「殿」を「様」に変更するものです。

2. 施行期日でございます。令和4年4月1日から施行いたします。

以上、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてでございます。

また、押印を必要とする書式の見直しについて1年間をかけて、ご協議い

ただいてまいりましたが、最後に、議会の会議録および委員会の会議記録の署名についてご相談させていただきます。斑鳩町会議規則については署名、委員会条例では、署名または記名押印となっておりますが、慣例として署名をいただいたうえで押印もさせていただきます。以上でございます。

この取り扱いについては、今後、規則どおり署名のみとさせていただきますと考えておりますので、委員長におかれましてはよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。以上でございます。

委員長 ただいま、議会事務局長から報告がありましたことについて、委員皆さんのご意見をお聞きします。 横田委員。

横田委員 私は署名だけで結構かと思えます。

委員長 ほかございませんか。

(な し)

委員長 それでは、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱については、ただいま説明のありましたとおり要綱の一部を改正することとし、最終日に委員会発議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

また、本会議の会議録と委員会の会議記録の署名については、規定どおり署名があれば押印しない取り扱いということで、させてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けします。

(な し)

委員長 議長から何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から何かございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 事務局より、町職員に対する同居の親族等が新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者となった場合の町職員の勤務の取り扱いが、このたび改定されましたので、ご報告いたします。お手元の参考資料をご覧ください。主な改定内容は、町職員の同居の親族等が、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった場合又は行政検査の対象者となった場合においても、町職員本人又は濃厚接触者となった同居の親族等に発熱等の風邪症状が見られる場合等を除き、原則として、自宅待機を命じることなく、町職員の出勤を可能とすると変更されましたので、ご報告いたします。

現在適用されております議長からの新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについてが2枚目でございます。この2枚目では黄色マーカー部分の「②同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合 保健所等が同居の親族等に指示された自宅待機の期間は、公務の出席を見合わせてください。」となっており、3月14日付けで変更された町職員の取り扱いよりも厳しい内容となっております。

このことについて、再度ご確認いただきたく、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ただいま、事務局から報告がありましたが、2月21日付けの町議会議員の「新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて」では、同

居の親族等が濃厚接触者である場合は、保健所等が同居の親族等に指示された自宅待機の期間は、公務の出席を見合わせるということになっています。

この取り扱いについて、再度検討すべきかどうか、委員皆さまの質疑、ご意見をお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは町があまりに緩すぎるのではないかなど、議会としてはこの前決めた通りでいいのではないかなと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

この間、最初に決めたところから、変更してきているところもありますけど、その時々で状況で判断して、対応してきていますが、町の職員の規定がですね、変更になったということで、局長ほうから報告がありましたが、それに合わせる形にするのか、それか今の現状で特に変更はしないでもよいとするのか、その辺のところお聞かせいただければなと思います。

奥村委員。

奥村委員 教えていただきたいんですけども、町職員さんのこの判断は国とか県からのそういう判断に合わせられたということによろしいのでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後 2 時 1 4 分 休憩)

(午後 2 時 2 0 分 再開)

委員長 再開いたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 大変申し訳ございませんでした。総務課にお聞きいたしましたところ、まず、文科省から教育委員会のに、学びの保障ということで、児童生徒に対する出欠の要件の緩和についての通知がまいりまして、その通知に基づきまして、児童生徒のみならず教職員、さらには町職員も同様の緩和を行うということを決められたとお聞きしております。以上でございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 国の文科省でそう決められて、エッセンシャルワーカーというか、人手が足りなくなったりとか、待機がこれ以上長引いた場合大変な状況になるという、社会的にも影響があるという立場の方であるし、また、公的機関もそのように決められたわけでしたら、私たち議員もそのように決めていただけたらと思います。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 私も奥村委員と同じように、公的機関が決められたんですから、それでいいと思います。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。 横田委員。

横田委員 私も奥村委員と同じです。

委員長 坂口委員。

坂口委員 同じく、私も奥村委員と同じ結構です。

委員長 嶋田委員からは、現行通りでいいのではないかというご意見がありました。が、ほか4名の方から、町の規定に合わせていくほうで改定してはどうかというご意見いただきましたが、嶋田委員いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 先ほど奥村委員おっしゃったように、まず、子どもの教育問題でとにかく教育時間を削ったらあかんということでそのようにされたら、同じように教職員も、教える側として人数減らしたらあかんということでそうされたら。それで行政機関になんで及んだんかはわかりませんが、それは苦肉の策で

あって、町議会としてより慎重な対応をせなあかんと思いますので、僕はこの前決めた通りでいいのではないかなと思います。というより、するべきだと思います。

委員長 ご意見お聞きしてない溝部委員は。

溝部委員 私は奥村委員の意見に賛成したいと思います。

委員長 今、意見2つに分かれてしまっているんですけども、議会運営委員会としては議会のルールなので多数決で決めるというのではなくて、基本的に全員が同意できる方向で進めていくべきかなというふうには考えています。そうした中で、やっぱり現行を維持するべきだという委員さんがいらっしゃる中で、これをなかなか賛同が得られないまま変えていくということはちょっと難しいのかなと私は思うんですけども。みなさん、いかがでしょうかね。

今回、一旦保留にさせていただいて、現行でいって、またちょっと時期を見て考えるということにするのか、いや、もうここで変えるべきやからもっと議論したいというふうにおっしゃるようであれば、引き続き議論をしていきたいなと思いますけども。

委員長 横田委員。

横田委員 私は、木澤委員長おっしゃったとおりちょっと考えた方がいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 委員長おっしゃるとおりで結構かと思います。

委員長 ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

基本的には先ほど申しあげましたように、議会の運営のルールを決めていくということですので、やはり全員が賛同できるような形で進めていくべきかなと思いますので、今回の件については、現状を維持すべきだという委員さんがいらっしゃいますのでそのような形でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについては現状を維持するということで確認をしておきます。

それでは、これをもってその他については終わります。

では、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 2 時 2 8 分 閉会)